

令和6年12月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年（行コ）第201号 再審査命令取消、不当労働行為再審査棄却命令取消等請求控訴事件（原審・東京地方裁判所令和3年（行ウ）第66号（甲事件）、同第274号（乙事件））

口頭弁論終結日 令和6年11月20日

判決

控訴人	X会社
被控訴人	国
処分行政庁	中央労働委員会

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 中央労働委員会が、中労委令和元年（不再）第22号事件及び同第24号併合事件について、令和2年11月18日付けでした命令の主文第1項(1)を取り消す。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

- (1) A1組合（以下「本件組合」という。）は、神奈川県労働委員会（以下「神奈川県労委」という。）に対し、控訴人が、①控訴人のパート社員であり、本件組合の組合員であるA2（以下「A2」という。）を契約社員に登用しなかったこと、②A2による契約期間満了に伴い退職する旨の意思表示の撤回を認めなかったこと、③平成28年1月27日、同年3月9日及び同年4月27日の各団体交渉（以下「団交」という。）において不誠実な対応をしたこと

が、①②について労働組合法（以下「労組法」という。） 7 条 1 号又は同条 3 号、③について同条 2 号又は同条 3 号の不当労働行為にそれぞれ該当し、また、「B 1 会社（以下「B 1 会社」という。）は①②について同条の「使用者」に該当するので①②の各行為はB 1 会社との関係においても同条 1 号又は同条 3 号の不当労働行為に該当するなどとして、救済命令の申立てをし、神奈川県労委は、上記①③の控訴人の各行為が不当労働行為に当たると認め、救済命令（以下「初審命令」という。）を発した。

控訴人及び本件組合は、いずれも初審命令を不服として、それぞれ処分行政庁である中央労働委員会（以下「中労委」という。）に対して再審査の申立てをしたところ、中労委は、初審命令を一部変更し、上記③のうち、控訴人が同年 1 月 2 7 日及び同年 4 月 2 7 日の各団交において契約社員への登用について十分な説明を行わなかったことが同条 2 号の不当労働行為に当たると判断し、控訴人に対し、その旨を記載した文書を本件組合に交付するように命じる旨の救済命令を発し、その余の救済命令申立て及び再審査申立てをいずれも棄却する旨の命令（以下「本件命令」という。）をした。

(2) 原審甲事件は、控訴人が、被控訴人に対し、本件命令のうちの控訴人に対して救済命令を発した部分の取消しを求める事案であり、原審乙事件は、本件組合が、被控訴人に対し、本件命令のうち本件組合の救済命令申立て及び再審査の申立てを棄却した部分の取消し並びに原判決別紙 1 「請求する救済の内容」記載の救済命令を発することの義務付けを求める事案である。

(3) 原審は、本件組合の義務付けの訴えを却下するとともに、控訴人及び本件組合の請求をいずれも棄却する旨の判決をしたところ、甲事件の原告である控訴人は本件控訴を提起したが、乙事件の原告である本件組合は控訴を提起しなかった。

したがって、当審では、本件命令のうち、平成 2 8 年 1 月 2 7 日の団交と、同年 4 月 2 7 日の団交における契約社員への登用についての説明が労組法 7

条2号の不当労働行為に該当するとして控訴人に対して救済命令を発した部分についての控訴人の取消請求が審理の対象となる。

2 前提事実

次のとおり訂正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第2の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 文中、「参加人B1会社」（個別に訂正をするものを除く。）をいずれも「B1会社」と、「原告組合」をいずれも「本件組合」とそれぞれ改める。
- (2) 原判決4頁13行目の「小田原事務所」を「小田原事業所」と改める。
- (3) 原判決6頁17行目の「上記①②の各行為」を「上記①③の各行為」と、21行目の「文書掲示」を「上記の不当労働行為等を記載した文書の小田原事業所での掲示」とそれぞれ改める。

3 争点

1月27日団交及び4月27日団交において控訴人が行った契約社員への転換についての説明が、労組法7条2号（団交拒否）の不当労働行為に当たるか。

4 争点に関する当事者の主張

次のとおり訂正するほかは、原判決の別紙2の第3の「(被告の主張)」欄及び「(原告X会社の主張)」欄に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決39頁15行目から16行目にかけての「ないし同条3号（支配介入）」を削除する。
- (2) 原判決39頁23行目及び40頁1行目の各「原告組合」をいずれも「本件組合」と改める。
- (3) 原判決40頁1行目の「いなかった。」の次に「さらに、1月27日団交と4月27日団交では、A2の職場復帰と契約社員への転換は、並列的なものではなく、前者の方が後者の前提となっていた。」を加え、3行目の「契約社員就業規則」から4行目末尾までを「全く対応しなかったわけではなく、平成27年8月5日の団交及び1月27日団交では、現場長が一人で決めるこ

とではなく、本社が決めていることを、４月２７日団交における回答書において、控訴人はパート社員としての自覚、勤労意欲、知識、技能、適格、協調性等の人事考課に基づき、公正に判断していることを回答するなど、Ａ２の職場復帰の問題との関係を踏まえ、本件組合の要求事項の軽重に応じて対応をしていた。」と改め、５行目の「前記各団交において、」の次に「Ａ２の職場復帰の問題よりも後の問題となる」を加え、７行目の「又は同条３号」を削除する。

第３ 当裁判所の判断

- １ 当裁判所も、原審と同様、本件命令は適法であり、その主文第１項(1)の取消しを求める旨の控訴人の請求は理由がないから、これを棄却すべきものと判断する。その理由は以下のとおりである。

２ 認定事実

次のとおり訂正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第３の１に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 文中、「参加人Ｂ１会社」をいずれも「Ｂ１会社」と、「原告組合」をいずれも「本件組合」とそれぞれ改める。
 - (2) 原判決７頁２０行目、２２行目、２４行目、２６行目、８頁２５行目、９頁３行目、１０行目及び１２頁１９行目の各「小田原事務所」をいずれも「小田原事業所」と改める。
 - (3) 原判決１２頁９行目の「同日付けで」を「同月３１日付けで」と改める。
- ３ 争点（１月２７日団交及び４月２７日団交において控訴人が行った契約社員への転換についての説明が、労組法７条２号（団交拒否）の不当労働行為に当たるか）についての判断

次のとおり訂正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第３の４(1)から(4)までに記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 文中、「参加人Ｂ１会社」をいずれも「Ｂ１会社」と、「原告組合」をい

れも「本件組合」とそれぞれ改める。

- (2) 原判決 26 頁 16 行目から 18 行目までを削除する。
- (3) 原判決 27 頁 20 行目から 22 行目までを削除する。
- (4) 原判決 28 頁 8 行目の「契約社員への転換を重視していなかった」を「契約社員への転換について A2 の復職との関係で格別に重視していなかった」と改め、15 行目の「ものであり、」の次に 4 月 27 日団交等において、契約社員への転換の決定権者等を示したり、契約社員就業規則に記載されているような一般的、抽象的な登用の基準を説明したりしたことをもって、」を加える。
- (5) 原判決 29 頁 4 行目と 5 行目の間に次のとおり加える。

「(5) 小括

以上によれば、控訴人が 1 月 27 日団交及び 4 月 27 日団交においてパート社員から契約社員への転換についてした説明は、労組法 7 条 2 号の不当労働行為に当たるところ、本件命令における救済命令の内容を違法とすべき事由を認めることはできないから、本件命令は適法である。」

4 結論

よって、控訴人の請求は理由がないからこれを棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第 15 民事部